

## 交通事故で来院された方へ

当院では交通事故で来院された患者様の療養費について下記のように取り扱っております。トラブル防止のため当事者間でよくお話し合いの上、支払い方法をお申し出下さい。当院では原則として自賠責保険を使用して治療をさせていただいております。自賠責保険について御不明な点は ADRセンター0570-022-808 携帯・PHS 03-4332-5241 月曜から金曜 9:15 から 17:00 まで 無料相談が出来ます。御利用ください。

### お支払い方法について

#### 1. 保険会社が支払う場合（自賠責保険）

保険会社と当院で手続きを行いますので、患者様のお支払いは不要です。治療に専念をしていただきます。月に1回は診察にて病状の確認をさせていただきます。

当院が個人情報保護法に準拠し、担当保険会社へ病状や治療内容についての報告および診断書・治療明細書の提出について同意書をお願いします。

尚、保険会社から「一括払い」でお支払いをいただける旨の連絡をいただけない場合は「保険証の提示」および「仮払金1万円のお預かり」が必要です。

#### 2. 自分で支払う場合（自賠責保険）

療養費は自費扱いとなります。月締めとなっております。計算ができしだい請求させていただきますので、診療月の翌月の月初めにまとめてお支払いいただきます。健康保険点数1点20円計算となります。明細書、診断書は別料金となっております。明細書、診断書は自賠責保険に被害者請求をする際に必要です。

尚、自賠責保険での診療費は、非課税扱い。明細書、診断書は課税扱いです。

お支払いの確約書の提出をお願いします。

#### 3. 健康保険証を使う場合（健康保険）～患者様の過失が多いなどの特別な場合

あらかじめ健康保険組合等に『第三者の行為による傷病届』等の提出が必要です。必ずご本人が手続きして下さるようお願いいたします。

① 通常の通院と同じように月初めの健康保険証の提示が必要です。

窓口負担金がありますので、診療（リハビリ）の都度ご本人にお支払いいただきます。

診断書、明細書は御本人からのご依頼の都度作成し、代金と引き換えに書類をお渡しさせていただきます。

② あくまでも健康保険によるお怪我の治療ですので、原則として事故の保障問題や示談交渉等についてのご相談はお断りしております。

※ 不明な点がございましたら、遠慮なくお尋ね下さい。

医) 翔永会 山田整形外科